

2023年 7月 27日

恵庭市議会議長

様

会 派 名 子どもの未来を守る会

代表者氏名 太田 実保



政務活動費結果報告書

恵庭市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項に基づき、当派の 令和5年度研究研修結果報告書について、次のとおり報告します。

記

1 研究研修期間 2023年 7月 3日から 2023年 7月 6日まで（4日間）

2 内 容

研究研修名	令和5年度 市町村議会議員研修【3日間コース】 社会保障・社会福祉
研究研修会場	全国市町村国際文化研修所（JIAM） 滋賀県大津市唐崎2丁目13番1号
参加人員	1名
研究研修内容	市町村議会議員を対象に、孤独・孤立、介護保険、生活困窮者支援、地域共生社会をテーマに取り上げた研修。「2025年問題」「2040年問題」等、かつて経験したことのない少子超高齢・人口減少社会に対応した社会保障・社会福祉の見直しが求められるなかで、現在の状況や制度を理解し、講義や事例を通して、現在の地域における福祉を取り巻く諸課題について考えた。

（研究研修資料／別紙のとおり）



研究研修内容

7月3日(月) 講義①

1. 『将来の社会保障の姿を考える』 香取 照幸さん

一般社団法人未来研究所 代表理事、兵庫県立大学大学院社会科学研究所 特任教授

2035年には、85歳以上の高齢者が1000万人になると予想され、超高齢化社会になった時には、医療と介護の一体提供をするための地域包括ケアネットワークであり在宅医療を強化し「地域完結型医療」を支えるため、かかりつけ医機能を強化し、開業医とそれを支える地域密着病院が必要であるとのことであった。また、人口減少が、地域に与える影響として、生活関連サービスの減少、税収減、地域公共交通の撤退・縮小、空家・空店舗・工場移転跡地・耕作放棄地の拡大、地域コミュニティの機能低下・共助機能低下などを挙げ、高齢化のなかでのまちづくりの課題であるコンパクトシティの形成に向けた国土交通省の取組事例の紹介があった。人口減少に関しては、自治体の努力でなんとかなるものではないので、地域間競争をしていたら地方が疲弊するだけだということであった。また、地域共生社会のために必要な手段としての地域包括ケアシステムは、全世代の全ての人を対象としてまちづくりをして参加と協働により、多様な価値観を持つ住民を包摂する地域を作り、それによってあらゆる人が地域で共に生きる社会が実現する、ということであった。

2. 『コロナ禍で顕在化した若者の孤独・孤立』 大空 幸星さん

NPO 法人あなたのいばしょ 理事長

NPO 法人あなたのいばしょは、24時間365日誰でも無料・匿名でのチャット相談を行っており、相談員が世界で700人登録されている為、深夜帯の対応も可能となっている。相談員は、面接から研修まですべてリモートで行い、若者が当事者支援をするような仕組みを作り、相談データの分析をすることで、人々が何に悩んでいるかリアルタイムで把握している。これまでの電話相談では、若者にアプローチできておらず、コロナ禍によるステイホームにより増加したと言われるDVなどもチャット

であれば、ばれずに警察に通報することもできる。2021年7月からは外務省とも連携し、在外邦人の対応もはじめ、24時間ホットラインで大使館の対応も可能となった。

孤独と孤立の違いは「孤独は社会的概念」であり、「社会的孤立は客観的概念」とし孤立していても孤独であるとは限らず、虐待や生活困窮による〈望まない孤独〉や社会的に孤立している状態ではない、若者や子どもたちの孤独を問題視していた。

内閣府においても「孤独・孤立の実態把握に関する実態調査」が行われ、この2年で、孤独・孤立に対しての社会問題化が進み、2023年6月には孤独・孤立対策推進法が公布され、今後は地域協議会設置の為、民生委員やNPOと行政の連携が重要であり、従来の日本らしいつながりを活かしつつ、日本が先進事例を示せるよう、制度や教育の必要性を述べていた。

7月4日（火）講義②

3. 『介護保険と地域包括ケアにおける市町村の役割』 三原 岳さん

(株)ニッセイ基礎研究所

最近、介護や医療の領域では「地域の実情」という言葉が頻繁に使われていることに触れ、なぜ地域の実情に対応する必要がある、どうすれば地域の実情に対応できるかということについて述べられた。地域包括ケアや介護保険制度の法律的な解釈と現状に関する説明があり、財源不足、人材不足とその対応、そして、モデルとなる事例の紹介などがあった。また、厚生労働省が作成したこれからの地域づくり戦略を確認し、地域の実情、地域課題は地域によっても時代によっても変わり、課題解決のリソースも異なるが、認知症と医療介護連携、総合事業については、市町村の責任と裁量が大きくなっていることから、地域の現状を分析をしたうえで、関係者と共に世策を検討することが必要であるということであった。

最後に地方議会への期待として、二元代表制のメリットを生かし、見落とされがちな少数意見を拾ったり、施策を横断的に検討し、まちづくりに取り組んで欲しいと述べられていた。

4. 『子ども虐待への対応』 西澤 哲さん

山梨県立大学人間福祉学部 特任教授

まず「子ども虐待」とはどのようなものかという話があり、身体的虐待、ネグレクト、性的虐待、心理的虐待という虐待4分類についてそれぞれ説明があったが、日本においては、心理的虐待が最多で50%を超えるという異常事態で、国際比較が不可能であるとのことであった。近年、認知され始めた特殊な虐待としては、乳幼児揺さぶられ症候群、代理者によるミュンヒハウゼン症候群などがあるが、回復ケースがない為養育分離することしか方法がなく対応が難しい。児童相談所への虐待の通告件数は、1990年1,101件→2021年207,659件で、人口1000人あたり2.4人と激増している。増加の捉え方には「顕在化説」と「実質増加説」があり、虐待の増加に関連する可能性のある社会指標としては、まず母子家庭の増加があり、特に若年母子家庭の増加とその子どもの平均年齢が低下している。そして、10代から20代前半の婚姻において妊娠先行結婚が70%で、そのうち50~70%が3~5年で離婚しているということがあり、母子家庭の53%が相対的貧困以下の所得であるということも一因と考えられる。ということから考えると市民の意識の変化による虐待の増加（顕在化説）というよりやはり実質的に増加していると考え、虐待は増加しているという事実を直視し、手遅れにならないよう、社会的資本を投入することが必要であるとのことであった。

また、虐待の通告を受けた後の一時保育と施設入所に関しても、家庭養育優先の原則から、重症化してようやく分離養育されたり、重症例でも在宅支援になる場合もあり、児童養護施設も里親も足りていない。虐待が自然になくなるということはなく、家庭の養育機能が低下している今、市町村の専門性と要支援家庭をまちぐるみで支えることが必要だ、と述べられていた。

5. 『生活困窮者の実態と支援策』 垣田 祐介さん

大阪公立大学大学院生活科学研究科生活科学専攻 教授

まず、生活困窮の多様な側面を捉える視点として、①困っているのはお金だけとは

限らない、②子どもの貧困だけを切り取ることはできない、③社会的孤立という生活困窮状態という3点についての話があった。生活困窮＝貧困というと、生活に必要なお金が足りないと捉えがちだが、実際に困っているのはお金だけではなく、漢字の読み書きができなかったり、障がいや依存症などがあることもある。また、子どもの貧困＝親の貧困と考え、世代横断的に貧困を捉えることが必要であり、そして、社会的孤立により、身近に相談できる人がいないなど、それぞれの事情があることから相談支援の重要性を述べられていた。

次に、コロナ禍における生活困窮者の実態と支援実践として、2020年3月～8月に福岡県中間市の相談支援機関で相談をうけた101世帯を全数調査し、相談支援記録と支援員へのインタビュー調査を行ったものから、分析した結果の話があった。そしてこの調査からも、相談内容や困りごとは複合的で、金銭の困りごとだけではないということがわかり、現物給付には限界があり、みんなで使えるような相談支援機関が地域に必要であるとのことであった。

最後に、生活困窮者支援のあり方を考える視点として、北九州市での調査をもとに伴走型支援を提唱されたが、どんな対応が求められているかを一緒に考え、必要な制度や機関につなげて、見守り続けることが大切であるとのことであった。また、生活困窮者への支援策を考える際に、「地域で支える」という言葉を用いられることもあるが、安易にその言葉を使うのではなく、「誰が支える」のかを明確に具体名で語らなければいけない、とも述べられていた。

6. 『地域共生社会の実現に向けて』平野 隆之さん

日本福祉大学大学院 社会福祉学研究科 特任教授

まず、改正された社会福祉法と「重層的支援体制整備事業の実施要綱」の理解とのことで、運用面から見た重層的支援体制整備事業の構造の説明と「重層的」と「包括的」の関係を整理し、重層的支援体制整備とは、支援事業なのか体制整備なのかを捉え直した。そのなかで大切なのが、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携

の円滑化を進めると共に、市町村における包括的な支援体制を構築するよう支援する「重層的支援会議」であるということであった。地域福祉をひとつの体制整備と捉え対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援の一体的な実施を媒介し、地域福祉は、地域づくりに向けた支援に深く関係した実績がある。

そして、自分の自治体ではどういう人材がどういう活動をしているかを把握し、職員自身も部署を超え、越境していく「クロス人材」を育成し、多機能化することが必要であるということであった。

7月5日（水）演習(意見交換・発表・まとめ)

1 グループ6人のグループに分かれ、前日までの講義から、A：すべての人を支援の網の目から取りこぼさない社会を実現するために、自治体が民間専門機関との連携や地域住民との協働も含めて、できることは何か？、B：生活のしづらさのある人たちへの支援として、福祉制度の新たな運用方法や制度外の福祉を含め、これからの福祉行政には何が必要か？という2つからテーマを選択し、グループで検討した。発表は2グループだったため、発表の機会はなかったが、様々な市町村の現状を知ることができ、有意義な意見交換となった。



現 地 調 査	認定 NPO 法人こどもの里
現 地 調 査 会 場	大阪市西成区萩之茶屋 2-3-4
調査内容：認定 NPO 法人こどもの里 理事長 荘保共子さんと面談	
7月5日（水）	
<p>1977年、釜ヶ崎の子どもたちに健全で自由な遊び場を提供したいとの思いから、子どもたちの遊び場（ミニ児童館）「子どもの広場」として「聖フランシスコ会『ふるさとの家』」の2階の一室で始まった、こどもの里は、子どものニーズに合わせて少しずつ形を変え、子どもが安心して遊べる場の提供と生活相談を中心に、常にこどもの立場に立ち、子どもの権利を守り、子どものニーズに応じるをモットーに活動を続けてきた。2000年の12月に里親の認定を受け、翌2001年に大阪市家庭養護寮として指定され、2010年3月に大阪市家庭養護寮から小規模住居型児童養育事業「こどもの里ファミリーホーム」に移行した。2014年度からは、乳幼児とその保護者を対象とした「大阪市地域子育て支援拠点事業」（つどいの広場）を開設した。さらに2015年4月1日、活動主体を「特定非営利活動法人（NPO法人）こどもの里」とし、2016年5月には、義務教育終了した子どもたちの為『児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）』を開設し、2018年3月には認定 NPO 法人として認定された。</p> <p>子どもの居場所ということを中心に常に最優先に考え、子どもの人権を擁護し、子どもが生きる力を守り、自己肯定感を育むための居場所は「いのちの現場」であるとして、地域やまちを子どもたちの居場所にするため、長年に渡り活動してきた荘保さんと「こどもの里」には、大きな信念が二つあり、一つはこどもの最善の利益を考える、二つ目は、こどもの自尊心を守り育てることということで、子どもにやさしいまちづくりのためには、子どもの権利条約に基づく法律、子どもの予算、意思決定の仕組みを自治体において確保しなければならないという考えは、自分自身と共通するものであり、今後も継続して調査をしたいと思う。</p>	

現 地 調 査	NPO 法人 FAIRROAD 中学校内居場所事業見学
現 地 調 査 会 場	大阪市立市岡中学校：大阪市港区磯路 1-5-21
調査内容：NPO 法人 FAIRROAD 代表理事 坂上由香さん、栗本正則さんと面談	
7月6日（木）	
<p>NPO 法人 FAIRROAD は、地域や学校での居場所事業を中心に活動し、2つの小学校、3つの中学校、3つの高校と一緒に居場所事業を進めている。「校内居場所」とは学校内に設けている「サードプレイス」のことで、相談がなくても、誰でも来ることができる「居場所」として、高校は空き教室を使用し「カフェ」スタイルで運営し、中学校は学校に合わせて飲食の提供の範囲を決め、図書館を使用し「ひろば」スタイルで運営をしている。居場所スタッフは相談を受けることもあるが、自由に過ごして、利害関係のない大人たちの存在が「異なる処遇」感を遠ざけ参加のハードルを下げ、早期発見できた困りごとについては、生徒の利益を尊重しながら学校と連携し、中退や卒業後の社会的孤立の予防につながっている。</p> <p>今回の市岡中学校「はとばカルッチャ」は、昼休みと放課後に事業を実施していたが、昼休みのわずかな時間にも 30 人ほどの生徒が訪れ、ボードゲームや読書など好きなことをするなかで、スタッフと会話をする子も多く、信頼関係が見られた。また、現在は勉強したい子は図書館とは離れた別室を使用し、NPO 法人のスタッフの他にいる大学生なども関わり、放課後には卒業生も訪れ、中学校内でありながらも「地域の居場所」ともなっており、在学時から卒業後まで関わるができる大人と校内で出会えることの重要性を感じた。</p>	

